

# 申告特例申請書添付書類 貼付台紙

下記のいずれかにご自身が該当する部分に記載されている書類を貼付ください。

## □ マイナンバーカードの写し(両面)の場合

個人番号の確認
<p>[表面貼付]</p> <p>※顔写真のある面</p> <p>※本枠内大きさに切り取り、貼付ください。</p>

本人の確認
<p>[裏面貼付]</p> <p>12桁の番号が表記されている面</p> <p>※本枠内大きさに切り取り、貼付ください。</p>

## □ 通知カードの写しまたは住民票(個人番号付き)の写しの場合

※顔写真入りの証明書もしくは顔写真なしの身分証明書の場合は2種類の書類の写しが必要です。

「住民票(個人番号付き)の写し」は左端に寄せて貼付

個人番号の確認
<p>[通知カードの写し貼付]</p> <p>※住所等変更の記載がある場合には、その面の写しを以下の線の下に貼付ください。</p> <p>※本枠内大きさに切り取り、貼付ください。</p>
<p>[住所等変更の記載のある面貼付]</p> <p>※本枠内大きさに切り取り、貼付ください。</p>

本人の確認
<p>[顔写真入り身分証明書の写し貼付]</p> <p>または</p> <p>[顔写真なし身分証明書の写し貼付①]</p> <p><small>(氏名、生年月日、住所が記載されているもの)</small></p> <p>※住所等変更の記載がある場合には、その面の写しを以下の線の下に貼付ください。</p> <p>※本枠内大きさに切り取り、貼付ください。</p>
<p>[住所等変更の記載のある面貼付]</p> <p>※本枠内大きさに切り取り、貼付ください。</p>
<p>[顔写真なし身分証明書の写し貼付②]</p> <p><small>(氏名、生年月日、住所が記載されているもの)</small></p> <p>※本枠内大きさに切り取り、貼付ください。</p>

上記貼付書類の住所は、「申告特例申請書」に記載の住所と一致する必要があります。